

みんなを守る 119

粕屋南部消防組合消防本部
 糟屋郡志免町田富170
 Tel 9 3 5 - 5 1 1 1
 URL: http://www.kasuyanambu-shobo.jp/

出動件数増で救急車がピンチ！！ 救急車の適正利用にご理解ご協力を！

粕屋南部消防組合消防本部管内における平成22年中の救急出動件数は7,273件、前年比で668件の増加が記録されました。昨年中は、救急車がすべて出払ってしまい、新たな救急要請に対応できないという状況が多く発生しました。中には、救急で搬送しなくてもいいのではないかと判断されるケースも多く見られ、このような状況が続けば、本当に必要な方(重篤患者、緊急性のある患者さん)への対応が遅れてしまうおそれがあります。



そこで、救急車を要請する前に一度、「重症・重篤感や緊急性があるのか」「救急車でなければだめか」を検討いただきたいと思います。ただし、下記のような症状は、緊急治療を必要とする場合がありますので、ちゅうちょすることなく救急車を要請してください。本当に必要な患者さんに救急車を利用いただくため、救急車の適正利用について皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

【緊急性が高い症状の例】

- ・意識がなくなる。
- ・ろれつが回らない、言葉が出ない。
- ・手や腕がしびれて力が入らなくなる。
- ・めまい、ふらつき、立てなくなる。
- ・今までに経験したことがないような激しい頭痛。
- ・激しい胸痛。(締め付けるような、刺すような痛み)
- ・胸痛が30分以上継続する。
- ・呼吸が苦しく冷や汗をかいている。

このような症状が出たら迷わず救急車を呼びましょう！

つけましたか？住宅用火災警報器

～平成21年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています～



住宅用火災警報器はなぜ必要なの？

あなた自身はもちろん、大切な**家族の命**を住宅火災から守るためです。また、火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減します。

※住宅用火災警報器に関する詳細は、粕屋南部消防組合消防本部までお問い合わせになるか、ホームページをご覧ください。

【相談事例】

「消費生活相談センター」から!? 「消費料確認通知書」というハガキが届いた

「消費料確認通知書」と書かれたハガキが「消費生活相談センター」というところから届きました。「契約違反によって裁判所に訴状申請書が出ている。故意に放置すると財産を差し押さえられるのを見覚えの無い方も至急連絡をくれ」といった内容が書いていますが、本当でしょうか。

【事例処理】
 これは「架空請求」といって、ありもしない架空の料金を未払いのように見せかけるものです。「給料や保有財産の差し押さえ」「必ず至急のご連絡を」などの言葉で不安をおおって連絡をさせようとしてきますが、『絶対にハガキの相手先に連絡をしてはいけません』

連絡してしまつと、ありもしない料金を払わされたり、個人情報を知られて別の悪質商法に利用されるおそれがあります。絶対に連絡をせずに無視するよう相談者に対し助言しました。

【アドバイス】
 最近、「消費生活相談センター」や「日本消費生活相談センター」、「消費者支援センター」、「生活支援事業センター」等の名称を使い、消費者に消費生活センターと誤認させようとする架空請求が急増しています。一つの市区町村に集中して届く傾向があるようですので、注意しましょう。決してハガキに書いてある電話番号には電話せず、福岡県消費生活センターに問い合わせましょう。

●消費生活に関する相談は
 福岡県消費生活センター
 Tel 632-0999
 ・地域振興課
 Tel 934-2223

相談所

「宇美町指定ごみ袋」に有料広告を掲載しませんか？

宇美町では町の財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るため、平成23年度宇美町指定の家庭用もえるごみ袋(平成23年6月から販売予定)に掲載する広告(有料)を募集します。お店や事業所の紹介などにぜひこの機会をご利用ください。

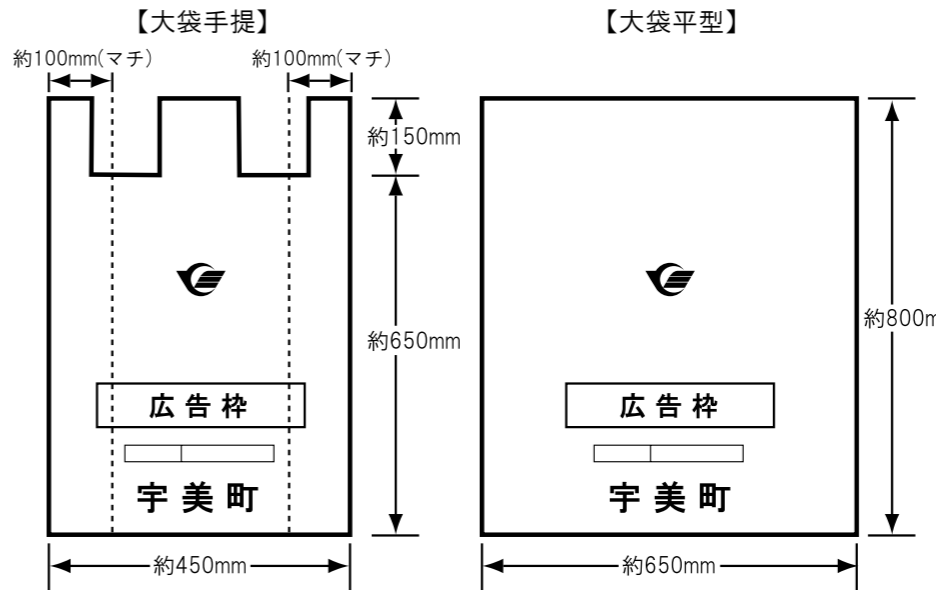
■広告の掲載位置、掲載料等

広告を掲載する指定袋並びに広告の枠数、掲載規格及び文字の色は、次のとおりです。

指定ごみ袋の種類	募集枠数	規格	文字色	ごみ袋作成枚数	掲載料
家庭用もえるごみ大袋	1枠	縦80mm×横350mm	指定袋の文字と同色	1,170,000枚	20万円

※大袋手提606,000枚、大袋平型564,000枚

■掲載イメージ



※掲載料は、消費税を含んだ金額です。
 ※ごみ袋の販売期間は平成23年6月から売り切れるまで(約1年間)の予定です。
 ※応募者多数の場合は、「宇美町印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱」及び「宇美町指定ごみ袋有料広告掲載要領」の優先順位により決定します。

■応募期間

平成23年3月15日(火)～平成23年4月14日(木)

■応募方法

広告掲載申請書に必要事項を記入し広告の原稿を添えて、宇美町役場環境課に提出してください。広告掲載申請書は、宇美町のホームページからダウンロードできます。

■広告掲載の決定

提出された申請書を審査し、広告掲載の可否を決定した後、申請者に通知します。

■広告掲載料の納付

広告掲載決定後、指定期日までに一括で納付となります。

■広告に掲載できないもの

- (1)法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2)政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (3)求人広告を主たる内容とするもの
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (5)医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (6)貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7)商品先物取引又はこれに類するもの
- (8)前各号に掲げるもののほか、著しく広告媒体との調和を損なうと認められるもの など

【問い合わせ】

環境課環境衛生係 Tel 9 3 4 - 2 2 2 6